５　「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく地区土地利用協定締結までの流れ

住民間の話し合い

↓

協議会の設立・市への届出

［設立要件］
①土地所有者等の過半数で構成
②規約を有していること　等

↓

市　と　相　談

専門家の派遣等

↓

協定書案作成

［内容］
①協定の目的・実現しようとする地区環境等
②許容する（しない）土地利用行為・建築物用途等

↓

土地所有者等の同意

［要件］
①区域面積 2,000 ㎡以上
②原則として土地所有者等の 2/3 以上の同意　等
（条件により全員・3/4 同意）

↓

市に協定書を提出

↓

市　の　審　査

土地利用調整審議会の意見を聴取

↓

協定の締結・公告・施行

協定書閲覧

→ **地区計画等の検討**

↓

地区土地利用協定区域内での土地利用行為の事前届出

届出違反：罰則

↓

市の指導・助言など

協定区域内での土地利用行為の協定内容への適合誘導

↓

勧　告・公　表

・市の指導等に従わない者に対し、協定内容の遵守を勧告し、その旨を協議会に通知
・正当な理由がなく勧告に従わない場合に、その旨を公表